

京都市道路占用規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月26日

京都市長 門川大作

京都市規則第87号

京都市道路占用規則の一部を改正する規則

京都市道路占用規則の一部を次のように改正する。

第1条中「(以下「令」という。)」を削る。

第12条各号列記以外の部分中「もの」を「工作物、物件又は施設」に改め、同条第1号中「係るもの」を「係る工作物、物件又は施設」に改め、同条第2号中「もの」を「工作物、物件又は施設」に改め、同条第12号中「占用するもの」を「設ける工作物、物件又は施設」に改め、同条第14号中「もの」を「工作物、物件又は施設」に改め、同号を同条第16号とし、同条第13号の次に次の2号を加える。

- (14) 市長が街灯又は道路標識を設置している電柱又は電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。）で、当該電柱又は電話柱の設置者からその使用料を徴収されていないもの
- (15) アーケードで歩行者の利便の増進に著しく寄与すると認められるもの

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(建設局土木管理部道路河川管理課)